

社総合庁舎・加東バスターミナル周辺にぎわい創出検討協議会 公開要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、社総合庁舎・加東バスターミナル周辺にぎわい創出検討協議会 設置要綱 第10条の規定に基づき、会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は原則公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、委員の協議により公開しないとされたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項について報告を受け意見を述べる場合
- (2) 会議の公開により、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

(会議の開催の周知)

第3条 会議の開催は、公開、非公開に関わらず、原則として会議開催日の1週間前までに、一定の方法により周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

- 2 周知の内容は、会議の名称、日時、会場、傍聴手続その他必要な事項とする。

(傍聴人の定員等)

第4条 傍聴人の定員は、会場の適正人員を超えない範囲で一定の傍聴席を設け、より多くの傍聴が得られるよう定めるものとする。

(傍聴の申出等)

第5条 傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開会予定時刻前までに、傍聴申出書に所要事項を記入の上、申し出なければならない。

- 2 傍聴の受付は先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、会議の開会前に抽選により決定する。
- 3 第1項の規定に関わらず、傍聴を希望する者が定員に満たない場合には、会議開始後も、定員に達するまで傍聴の上申を認める。

(傍聴できない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴できない。

- (1) 委員や他の傍聴人等に迷惑となるおそれのある物品を携帯し、着用している者
- (2) 議事を妨害することを疑うに足りることが明らかな態度を示す者
- (3) 児童及び乳幼児(ただし、同伴者が座長の許可を得た場合はこの限りではない。)

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと
- (2) みだりに傍聴席を離れないこと
- (3) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

(1) 座長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき

(2) 傍聴人が前条の規定に違反し、座長が退場を命じたとき

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない

(傍聴人の意見陳述)

第9条 傍聴人は、会議中、座長が許可した場合に限り、意見を陳述することができる。

2 傍聴人は、意見を陳述するときは、すべて座長の指示に従わなければならない

(報道関係者の取り扱い)

第10条 報道関係者は、第5条の規定に関わらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第6条から第8条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする

(その他)

第11条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年 月 日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。